



Experts Comptables – Commissaires aux Comptes

43, rue de Liège 75008 Paris

Tél. : 33 (0) 1 44 90 25 25 – Fax 33 (0) 1 42 94 93 29

E-mail : contact@caderas-martin.com

税務調査について

Contrôle fiscal

2013年11月

2014年1月より、事業セクターや会社規模に関係なく、税務調査が入った場合、対象会計年度における会計入力情報の詳細を盛り込んだ会計記帳ファイル（FEC）を調査官に提出することが義務付けられることになる予定です。

実際に、2011年1月1日以降に決算された会計年度の会計情報がこのファイルの対象となります。

1. 法的義務

FEC は調査対象となる会計年度のそれぞれの要素において入力された会計情報の総括です。このファイルは、すでに一括してとりまとめられた会計情報は含みません。

このファイルは、税務調査の始めの段階から、企業が調査官に提出しなければなりません。

大企業（実質売上高が 152,4 M ユーロを超えるか、役務業務で 76,2 M ユーロを上回る企業）がまず一般帳簿を提出し、次に会計情報を一つにまとめられた補助簿を提

出すことになる見込みです。FEC は遅くとも税務当局との第 2 回目の面談で要求されるでしょう。

フォーマット上の義務

FEC は最終的に税務手続法に基づいて定義されたフォーマットにおいて、多々ある規範事項に応じていくことになるでしょう。18 から 22 個の必須項目において、会計計上日、勘定コード、口座番号、証拠書参照番号、引き出し、引き入れ金額等を明記していくことになります。

18 から 22 の必須項目記入フォーマットは 2013 年 1 月以降のみ義務付けられます。

2011 年および 2012 年度に対しては、移行期間として任意での対応となり、10 から 12 の必須項目における情報提供となります。

遵守されなかった場合の罰則

指定のフォーマットに準していない場合やあるいは提出されなかった場合は、特別制裁がかけられ、調査の入った会計年度の売上高の 5% の罰金が課せられます。

この罰金は、いずれのケースにおいても、1 500€ を下回ることはありません。

また、法的義務が遵守されない場合、「税務調査への異議申し立て」に関する措置が適用可能になります。調査の手続きが長期化し、より費用がかかることを考慮すべきです。

2. FEC の作成方法

現時点では、FEC 専門のソフトは存在しておらず、企業側で作成できるのか確かめる必要があります。一般的に流通しているソフトを企業が使用している場合や、公認会計士が会計記帳等を行っている場合は、ファイルの作成はそう難しくはならないはずでしょう。

しかしながら、ERP(企業人材プランニング)または PGI(フランス語で *Progiciel de Gestion Intégré*)を使用している企業では、細分化された会計情報を突き詰める必要があるため、かなり面倒なことになる恐れがあります。ERP のシステム自体が補助的な会計システムなどと複合的に絡んでいるため、ERP の使用だけでも複雑ですが、FEC の作成はさらに困難を極めそうです。